住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

令和9年3月31日までに一定の
バリアフリー改修が行われた住宅

⇒

工事の翌年度分の税額を1/3減額
（100㎡分までを限度）

【要件】
・新築された日から10年以上を経過した住宅であること
・令和9年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事が行われたこと
・改修後の住宅の床面積が40㎡以上～240㎡以下であること
・次のいずれかの者が居住する住宅であること（賃貸住宅を除く）
①65歳以上の者　②要介護認定又は要支援認定を受けている者　③障がい者
・次の工事で、補助金等（居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費、住宅設備改造等助成費等）を除く自己負担額が50万円以上のもの

①通路又は出入口の拡幅
②階段の設置又は勾配の緩和
③浴室の改良
④便所の改良
⑤手すりの取付け
⑥床の段差の解消
⑦出入口戸の改修
⑧床表面の滑り止め化

工事内容について詳しくは、裏面をご覧ください

なお、新築住宅や耐震改修等で固定資産税の減額が適用中の家屋は対象外となります。（省エネ改修の減額とは併用できます）

※手続きの流れ

工事完了

3か月以内に市へ申告
■提出書類
・高齢者等居住改修に係る申告書
・工事明細書
・工事写真
・領収書の写し

審査
・書類審査
・現地調査（必要に応じて）

翌年度の家屋の固定資産税額を1/3減額
（床面積100㎡分まで）

対象となる改修工事の内容について

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第29条に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、高齢者等が居住する家屋につき行う次のいずれかに該当するもの（当該改修工事に付帯して必要となる改修工事を含む。）とする。

一　介助用の車いすで容易に移動するため通路又は出入口の幅を拡張する工事
二　階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
三　浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
　イ　入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
　ロ　浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
　ハ　固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
　ニ　高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
四　便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
　イ　排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
　ロ　便器を座便式のものに取り替える工事
　ハ　座便式の便器の座高を高くする工事
五　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
六　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
七　出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
　イ　開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
　ロ　開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
　ハ　戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
八　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

問合先：逗子市総務部課税課資産税係　　電話 046-873-1111（代表）